

令和3年度リスク管理基本計画

1. 取組方針

センターにおける重要なリスク因子の把握及びリスク発生原因を分析し、把握したリスクに対する評価、対応の実施及び進捗管理を行う。

- (1) リスクの再評価の結果、「リスク算定値」(※) 6以上又は影響度4と評価されたリスクを選定し、令和3年度アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)を策定する。

(※「A 発生可能性」を1～3、「B 影響度」を1～4で評価し、A及びBを乗じて算出。)

- (2) リスク管理委員会(以下「委員会」という。)は、法人全体として重点的に対策を実施・検証するリスクを「重点対応リスク」として選定し、アクションプログラムの実施状況等の検証・フォローを行う。
- (3) (1) のリスクのうち、重点対応リスク以外のリスクについては、各部署においてPDCAサイクルにより、自主点検・進捗状況評価等を行い、着実に対策を実施する。
- (4) リスク管理に対する役職員の意識向上を図り、危機対応を含む情報の共有化に努める。
- (5) リスクが事象として発生した場合の対応等について、必要に応じ、適宜フォロー・検証を行う。

なお、「情報管理・情報システム」領域のリスクについては、(1)～(3)によらず、情報セキュリティ委員会にて情報セキュリティ対策を推進するための審議を行い、その結果を委員会にて点検する。

2. 重点対応リスク

令和3年度においては、以下のリスクを選定する。

- (1) 支援業務プロセスのリスク：原則としてリスク算定値6以上のリスク
- (2) 基幹業務プロセスのリスク：原則としてリスク算定値8以上のリスク
- (3) 外部環境リスク：原則としてリスク算定値8以上のリスク

3. 重点対応リスク対策

委員会は、重点対応リスク対策について予算措置を要する場合は、必要に応じ、役員会に諮るものとする。

4. 検証・モニタリング

- (1) 重点対応リスクについては、委員会において、アクションプログラムの実施状況等の検証・フォローを行う。(10月【9月末時点】、4月【3月末時点】)
- (2) 上記(1)以外のリスクについては、リスク管理責任者において、アクションプログラムの実施状況について自主点検・進捗状況評価を実施し、委員会に報告する。(10月【9

月末時点】、4月【3月末時点】)

(3) 「情報管理・情報システム」領域のリスクについては、委員会において、情報セキュリティ委員会にて審議した結果を点検する。(10月【9月末時点】、4月【3月末時点】)

(4) 監査室による「内部監査」を実施する。

5. リスク管理の進捗管理

リスク管理担当部署（総務部リスク管理主幹及び総務課）は、リスク管理工程表を作成し、各部署と連携を図り、リスク管理の進捗管理を実施する。

6. その他

本計画について見直しの必要が生じたときは、委員会の議を経て改正するものとする。